-2213)

イノシシの猟期は2月28日まで

イノシシによる農作物被害に対応するため、イノシシに限り狩猟期間を約1カ月間延長しています。

イノシシ狩猟期間　2月28日(木)まで

イノシシ以外の鳥獣　2月15日(金)まで

問い合わせ先　農林水産課(☎20-3235)

最低賃金が改正されました

平成十三年度に鳥取県で適用される最低賃金が改正されました。

	1　日 あたり	1時間 あたり	発行日
鳥取県 最低賃金	4,864円	609円	平成13年 10月1日
電気機械 器具製造業 最低賃金	5,647円	707円	平成13年 12月20日
各種商品 小売業 最低賃金	5,438円	681円	平成13年 12月20日

最低賃金は、パート・アルバイトを含むすべての労働者に適用されます。最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

問い合わせ先　鳥取労働局労働基準部賃金室(☎23-2191)

労使紛争に関する相談に応じます

昨年十月一日から新たに「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行されました。

この法律は、労働者と使用者の間の紛争を解決するため、紛争当事者の要望に基づき、労働局などの機関が助言・指導などを行うものです。

紛争の解決に関する相談は、鳥取労働局、鳥取労働基準監督署の総合労働相談コーナーへお寄せください。

問い合わせ先　鳥取労働局総務部企画室(☎23-2191)

自動車に関する申請の本人確認にご協力を

登録事項等証明書を悪用した組織的な自動車盗難や、自動車検査証の不正な再交付などの事件が多発しています。

このため、犯罪防止の観点からこれらの証書を申請される場合に、本人確認のため身分証明書の提示をお願いしています。ご協力ください。

問い合わせ先　鳥取陸運支局登録部門(☎22-4119)

催し物

女性の果たす役割をテーマに研修会

とき　2月24日(日)午前9時30分〜午後2時30分

ところ　福祉文化会館5階

内容　▽「ジェンダーの視点で学ぶ社会保障制度」／浜田あけみ氏(社会保険労務士)▽パネルディスカッション

問い合わせ先　鳥取市連合婦人会・本多(☎24-1007)

けんこう講演会

とき　3月11日(月)午後2時〜3時30分

ところ　さざんか会館5階

テーマ　「婦人科の病気について〜子宮がんなどを中心に」

講師　佐能孝氏(鳥取市立病院)

問い合わせ先　健康対策課(☎20-3195)

ふるさとの映像を見る会

とき　2月21日(木)・23日(土)午後1時30分

ところ　視聴覚ライブラリー

内容　▽徹底分析ザ・松葉がに▽ふるさと人国記〜伊良子清白〜

問い合わせ先　視聴覚ライブラリー(湖山西一丁目512・☎31-3254)

歩こう会3月例会

とき　3月10日(日)午前8時45分〜午後1時

コース　鳥取駅・集合→末恒駅〜鳥取空港〜湖山神社〜湖山駅・解散(8キロ)

費用　無料

弁当や水筒、雨具は各自でご用意ください。